様式第15号（第7条関係）

費用徴収額決定・変更通知書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市福祉事務所長

知的障害者福祉法第15条の４・第16条第１項第２号の規定に基づく措置に要する費用については、同法第27条の規定に基づきあなたから徴収する額を、下記のとおり決定・変更したので通知します。

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

記

１　被措置者氏名

２　措置の内容

３　費用徴収額　　　　　　　　　　円

４　費用徴収開始時期　　　　　　年　　月　　日から